

第十三回国会 衆議院 電気通信委員会 議録第三十四号

(二〇五六)

昭和二十七年六月七日(土曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

九一号

武雄電報電話局、高橋及び橋電話交換局の併合に関する請願(中村又一君紹介)(第三四四二号)

武雄電報電話局舎新築並びに電話施設の改善に関する請願(中村又一君紹介)(第三四四三号)

の審査を本委員会に付託された。

同月三日

私設電話の民間開放に関する陳情書(東京商工会議所会頭藤山愛一郎外一名)(第二一八三三号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

参考人招致に関する件

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三三号)

田中委員長

これより開会をいたします。

電波法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。去る五月十五日日本案について提案理由の説明を聴取いたしましたのであります。本日はその補足の説明を聴取したいと思ひます。長谷政府委員。

○長谷政府委員

電波法の一部を改正する法律案の内容の大要につきまして、逐條的に御説明申し上げたいと思ひます。

まず第一に第五條の關係でござい

ますが、第五條は御案内のように無線局の免許の欠格事由の規定でござい

ますが、ここにあげてござい

ます各号に該当するものには、無線局の免許が与え

られないばかりでなしに、その後にお

いてこれに該当することになった場合

にも、第七十五條によつて必ず免許を

取消されるということになるわけでござ

いまして、たとえば第五号の電波法

または放送法に違反して罰金以上の刑

に処せられた者とか、あるいは第六号

の無線局の免許の取消を受けた者に

ついて二年間無線局の免許が絶対に与

えられませんか、また第七十五條

によつて必ず免許が取消されますとい

うようなことは、たとえば一人の者が

多数の無線局の免許を受けている場合

につきましては、やや行き過ぎではな

いかと考えられますので、第一項の絶

對的欠格事由から削りまして、第三項

に移し、相対的なものに改めたのでござ

います。

次に第二項は欠格事由の規定を適用

しないものについての規定でございま

船に設けられておるいわゆる船舶局の

定義は、現在無線電信局と無線電話局

のみに限つておりますことは、実情に

沿わないところがござい

ますので、これを是正いたしますとともに、航空機

局の場合と表現を一致させて、簡単に

船舶の無線局という言葉に改めたい、

こういうことでござい

ます。また第四

項を追加いたしました、航空機局の免

許の申請書に添付する事項書には、船

舶局の免許の申請の場合に準じまし

て、一般の記載事項のほかに、その航

空機の所有者、定置場、それから登録

記号など航空機局の免許の審査に必要

な事項をあわせて記載してもらおう、

こういうふうな改正でござい

ます。

その次に改正を要すると思はれま

す。第十三條でござい

ますが、第十

三條は船舶局の免許の有効期間に関

して特に無期限と定めてござい

ますが、船舶安全法第四條の船舶及び漁船

の操業区域の制限に関する政令第五條

の漁船の船舶無線電信局に限られてお

つたのでござい

ますが、今回の船舶安

全法一部改正案によりまして、無線電

話が強制される場合もあることとなり

ましたので、その免許の有効期限を無

制限とする範囲を広げまして、船舶無

線電信局にも及ぶこととしたしまし

て、先ほど申しました政令がすでに廢

止されておりますので、それを同時に

削除して改正したいということでござ

います。

その次に第二十七條でござい

ますが、外国において取得いたしました航

空機を日本へ回航するような場合にお

いては、正式の免許手続をすることは

困難でござい

ますので、その航空機局

について船舶局の場合と同様に、簡易

な手続をもつて免許ができるように特

例を定めようとするものでござい

ます。

その次に第三十三條でござい

ます。

新しい條約の規定に應じまして、無線

設備を義務づけられております船舶無

線電信局におきましては、通信室と航

海船舶との間には同時に送受話のでき

る直通の連絡設備を備えなければなら

ないものとされておりますが、これに

伴う改正でござい

ます。しかし同じく

義務的となつております船舶無線電話

局の連絡設備は一般の船舶局と同様

なものでも十分なのでござい

ます。

なお附則第一項によりまして第三十

三條から第三十六條まで、第三十七

條、第六十三條、第六十五條及び第九

十九條の十一第一号の船舶安全法關係

の改正規定は、昭和二十七年十一月十

九日から施行されますが、その前に別

に国会に提案されておりますところの

別途御審議いたされた郵政省設置

法の一部改正に伴う關係法令の整理に

関する法律によりまして電波法が改正

せられまして、七月一日から施行され

ることになりますので、そのときから

電波法中の「電波監理委員会」という字

句が「郵政大臣」また「郵政省令」にか

わります。それで前に申しました船舶

安全法關係の改正規定中の電波監理委

員会

員会を郵政大臣に、電波監理委員會の委員會規則を郵政省令と改め、おきまして、関係法令の整理に遺憾のないようにいたしたい、そういう趣旨であります。

次に第三十三條の二であります、これは義務船舶局の無線電信は、受信に際しまして、外部の機械的な雑音その他の雑音による妨害を受けない場所、しかもできるだけ安全性を確保することができるとする改正であります。無線電信の機能を發揮するために、御案内のように受信妨害のないことが大切でありまして、船体の安全を脅かさない限り、なるべく高い場所に設置されることが望ましいからであります。船舶安全法第四條第一項第三号の船舶とここで言うておりますのは、百トン以上の漁船のことでございますが、これらの船舶の全部に対してこの要求をいたしますことは、その構造上から無理がございますので、規則で定める一定のものにはこの要求をしないということにする趣旨であります。なお義務船舶局の無線電話でございますが、船舶安全法第四條第二項の規定によりまして、無線電信にかえしたものは、船舶の上部に備えなければならぬものとしたわけでありす。

どうか、技術的な條文が、有効通達距離のほかに空中線、電力、電界強度等の選定及び受信設備の性能なども、あわせて電波監理委員會規則で定めることとする改正の趣旨であります。

次の第三十五條の改正は、義務船舶局の無線電信の補助設備の要件につきましては、現行法におきまして独立の電源を持つことと具体的に規定しておりますのでありますが、三十四條の主設備の有効通達距離の場合と同じように、電波監理委員會規則で定めることとする改正であります。なお百トン以上の漁船のうち、電波監理委員會規則で定めるものについては、補助設備を備える必要がないものとしてあります。なお現行法の第三項においては、主設備が補助設備の條件を具備するときは、その補助設備の備えつけは必要としない規定されておりますが、新しい條約によりまして、設備の新旧、貨物船、漁船の区別、トン数の大小等に従つて、補助送信機及び補助電源の備えつけを免除することがございます。しかし補助受信機はすべて漏れなく備えつけることを要するというものになつておきますので、それらを規則に規定することにいたしたいと考えておるものでございます。

その次の三十六條でございますが、これは船舶安全法第二條の規定に基く命令によりまして、船舶に備える発動機附救命艇に設置しなければならない無線電信の送信設備の條件は、現行法において具体的に規定されてあるものでございますが、前にも申し上げましたように、條約で定められた通りに規定する技術條件でございまして、この通りの事項を規則で定めたい。先ほど申し上げましたそのほかの考え方と同様な考え方から、規則に譲りたいという改正案でございます。

また後者につきましては、その性能が航空機の航行の安全に至大の影響を持つことにかんがみまして規定いたしましたものでございます。

次に三十九條の關係でございますが、これは航空機が航行中にあるために無線従事者の得られませんかときには、船舶の場合と同様に無線従事者の免許を受けた者でなくとも、無線設備の操作が行えるようにする改正案でございます。

次に第四十條でございますが、これは無線従事者の資格とその従事範囲との關係を律した條項でございます。これにつきまして次のような改正を行います。第一番目には、第一級の無線通信士及び第二級の無線通信士は航空機の無線設備の操作もできるものといたし、また航空機の無線通信士の資格を新たに設けまして、職守員級の無線通信士の資格を廢止することにいたしましたのでございます。またその他の無線従事者の従事範囲につきましても、実情に應ずるやうに若干の改正を行いたい、こういう趣旨のものとございます。

次に第五十條の第二項でございますが、國際航空の用に供する航空機の無線局には、航空機通信長の制度を設けることといたしまして、その資格要件として、通信長となる以前に航空機の無線通信士としてある一定時間乗務した経験を有する者であることといたす考えのものとございます。なおこの條文の中に五十時間という数字が出ておりますが、御参考に申し上げますと、この五十時間というものは南方、日本航空路の往復の時間に相当いたしております。

その次に第五十二條の關係でございますが、遭難通信あるいは緊急通信あるいはまた安全通信の定義といたしましては、船舶に關して定められておりますけれども、航空機に關する場合にはまだつきりいたしておりませんので、航空機の場合にも含めて、万遺漏のないようにしようという改正でございます。

その次の六十三條でございますが、これは総トン数六百トン未満、五百トン以上の貨物船でありまして、國際航海に従事するものの船舶無線電信局のうちで、公衆通信業務を取扱わないものを第三種局甲といたし、第三種局の甲と、義務船舶局であつて、船舶安全法第四條第二項の規定により、無線電話をもつて無線電信にかえしたものは、その船舶の航行中一日四時間運用する義務があるものといたしまして、この時間割は、電波監理委員會規則で定めることといたす改正でございます。

次の第六十五條の改正でございますが、これは五百キロ・サイクルの周波数の指定を受けておりましたところの第一種局及び第二種局は常時、または五百キロ・サイクルの周波数の指定を受けておる海岸局及び第三種局甲は、その運用義務時間中五百キロ・サイクルの周波数で遵守しなければならぬものとしたといたす。この遵守は第二種局甲は一日十六時間、第二種局乙にあつては一日八時間以外の時間は、別途電波監理委員會の型式檢定に合格した緊急自動受信機によつて行うことをできるものとしたといたす改正でございます。またこの運用義務時間中の第二沈黙時間を除くほか、現に通信を行つて

いる場合は遵守を中絶してもよろしいのでございますが、その場合、緊急自動受信機を備えているときは、それを操作させて行かなければならないものとしてございます。

次に第七十五條及び第七十六條について一括御説明申し上げます。先ほど御説明申し上げました第五條の改正によりまして、絶対的な欠格事由が相対的な欠格事由に改められましたので、これに際しまして免許を受けてから後に欠格事由に該当する者になりました場合の取扱ひ方につきまして、必要な改正を加えたものでございます。

その次に、御説明が前後いたしました、七十條の二について御説明申し上げます。第七十條の二は、海岸局が航空機局から自局の運用につき妨害を受けたときは、船舶局の場合と同様に、妨害を起している航空機局に対してその妨害を取除くために必要な措置をとるよう求めることができるものとした改正でございます。航空機局は、海上移動業務用に割当てられておるころの周波数を使い、海岸局あるいは船舶局と通信できることとなつておりますので、海岸局の通信に妨害を及ぼす場合が現実には起り得るからでございます。

その次に七十條の三から六までにつきまして一括御説明申し上げます。航空機局及び航空機局の運用手続につきまして、海岸局及び船舶局の場合に準じて所要の事項を規定する必要があると参りましたので、それに関する條項でございます。航空機局の航空機局に対する通信指揮権の規定、航空機局及び航空機局の運用義務時間の規定、あるいは航空機局及び航空機局の

遵守義務の規定、航空機局の通信連絡の規定その他海岸局及び船舶局の運用規定等を準用しようという規定でございます。

次に八十三條でございます。御案内のように電波監理委員会規則を制定する場合に必要事項が八十三條に列挙してございます。その事項に航空無線に関する重要なものを追加規定するという改正でございます。

次に第九十九條の十一について御説明申し上げます。電波監理委員会規則を制定するに際して遵守を行わなければならない事項に、船舶関係の改正を追加されたものを加えるという改正でございます。前にも申しましたように、郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律によりまして、電波監理委員会が電波法中に規定せられることになるので、同法律の施行期日である七月一日から以降は、第八十三條の規定は第九十九條の十一に移されることが相なるのでござい

ます。船舶関係の改正規定は、この法律の附則によりまして十一月十九日から施行されますので、このようにあらかじめ第九十九條の十一にわけて規定いたしました次第でございます。

次に第九十三條の二についてでございます。平和條約の発効により、わが国は独立の主権国として国際社会に復帰することとなつたのでございまして、外国の船舶あるいは航空機に開設されておる無線局を日本の無線局同様に取扱うという関係の改正でございます。

次に第九十五條、第九十六條並びに第九十二條の關係でございますが、それらは御案内のように罰則に關係の條項で

ございまして、航空無線関係のものにも適用するように追加規定する改正でございます。

最後に附則でございますが、附則の第一から施行されるもの、それから船舶関係の改正規定のように昭和二十七年十一月十九日から施行されるものと二つにわけて規定することにいたしてございまして、これは先ほど来御説明申し上げたような理由からでございます。

最後に今回の法律の改正によりまして、削除されることになりました遵守員級の無線通信士につきまして、その免許の有効期間内はなお従事範囲に適應した仕事に従事できるようにいたしました経過規定でございます。

○田中委員長 次に質疑に入ります。質疑の通告があります。高塩三郎君。○高塩委員 ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、政府に対し若干の質疑を試みたいと存じます。まず無線局の免許申請者の欠格條項について三点ほどお伺いいたします。

第一点は第五條第一項のうちの電波法、放送法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、またはその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者、及び無線局の免許を取消され、その取消の日から二年を経過しない者に、は、無線局の免許を与えないとする規定を消し、同條に第三項を新たに設けて、これらの者には無線局の免許を与えないことができるというようにこれを改めようとするのでありますが、か

のようにいたしますと、免許官庁では同様の場合に、ある者には免許を与え、ある者には免許を与えないということにもなり、ときにへんばを来しやういふ上にも思われるのであります。注文の上ではいかにも制限が緩和されたように見えますけれども、結果は処分の不公平に陥りかねないかということが氣づかれるのであります。すなわちこの改正を必要とする具体的な事情をお伺いいたします。

次に第二点は、第五條第二項の欠格條項の適用除外の範圍に、新たに航空法第二百七條但書による航空局長官の許可を受けて、外国の公共団体、外国人、外国法人等が本邦内各地間の航空の用に供する航空機の無線局を加えようとするのでありますが、この規定の必要については實際上いかにやうなものをご希望しておるかということをお伺いいたします。

第三点は、この改正による欠格條項の適用除外の航空機の無線局の範圍は、第五條第一項第四号のもの、すなわち日本の法人であつて、その役員、三分の一以上もしくは議決権の三分の一以上を占める者が使用する航空機の無線局は含まれていないのであります。が、すでに外国法人の使用する航空機の無線局をいれようとするのに、この種の日本法人をいれないのは、はたしてどういふ理由によるものでありま

す。以上三點をお伺いいたします。

○長谷政府委員 ただいまの御質問に對しましてお答え申し上げます。まずお尋ねの第一点でございますが、第五條に定めてございまして絶対的な欠格事由を相対的なものと改めましたことにつきまして、ある者には免許を与え、

ある者には免許を与えないことになつて、へんばな取扱ひを来すのじやないかという御趣旨御質問でございます。この改正の動機は、多數の無線局の免許を同一人が受けております。たとえば船舶会社のような場合、あるいは個人にしても、その一つの無線局について放送法とか電波法の法令違反の行為があつて、裁判の結果罰金以上の刑に処せられた場合には、現行の第五條によりまして新たな免許が与えられませんが、また第七十五條の規定によつてその免許人に属する全部の無線局の免許の取消が行われることにもなりますので、これは少し行き過ぎではなからうかという感じがいたすのでございます。そこで電波法令の違反行為がございまして、情状によつては新たな無線局の免許を与えることができない、また法令違反行為をした当該無線局だけの取消にとどめることができないようにいたしました。同一免許人に属する他の無線局にまで影響が及ばないように規定を改めた、こ

ういふ趣旨のものでございまして、なお第七十五條、第七十六條、第八十三條の一連の規定につきましては、改正案を提出いたしておりますので、このような免許の取消し処分をいたします場合にはおきましては、すべて職権を経なければならぬものといつたしまして、処分の公平を期しております次第でございます。従つて、以上の改正動機にかんがみまして、本法の運用につきましては、お示しのようにならば処分にならないよう運用ができるのではないかと考えておる次第でございます。

次に第二点でございますが、航空法第二百七條の但書の規定によつ

て、航空庁長官の許可を受けて本邦内の各地間の航行を行うことのできる航空機と申しますのは、船舶安全法第十四條の船舶と同様に、外國の航空機でありますけれども、本邦内の各地間のみの航空の用に供するものでございませう。言葉をかえまして、航空法案においては、チャーターの場合とか、あるいは特殊な目的において使用される航空機などを予想しておりまして、實際にはきわめてまれな場合だろうと思ひます。これらの航空機は原則として本邦内における使用を禁止されており、航空庁長官の特別の許可を得て初めて使用できるのでございませうが、本邦内において常時使用するものでございませうから、その無線局についても日本の無線局として免許されることが必要となつて参りますので、航空法案の第二百二十七條但書の規定を受けまして、これを船舶安全法第十四條の場合と同様に取扱つて行きたい、こういう考えなのでございませう。

最後の第三点でございませうが、これについては第五條の第一項におきまして、免許を与えないという点では外國人もまた第四號の日本法人も平等に取扱われておるのでございませう。これは國際的に制当てられた限りある周波数は本来自國使用を建前とし、外國性のものの使用を排除するという考えに基くのでございませう。従ひまして第四號のような場合は日本法人ではありますけれども、この程度以上に外國勢力の支配を受けるものは欠格ということになつておるのでございませう。航空機についても同様でございませう。御質問のような外國性の強いものには、日本の航空機としての登録を許さないことにしてゐるのでございませう。

以上、一応御質問の三点についてお答え申し上げました。

○高橋委員 次に船舶局の設備條件等について、三點お伺ひいたします。
第一點は、義務船舶局の連絡設備、維管防止、有効通達距離、補助通信設備、救命艇の無線電信等について、第三十三條、第三十三條の二、第三十四條、第三十五條、第三十五條の二、第三十六條等において加えられようとする改正であります。これらの改正によつて改裝しないのは新規の設備を必要とする船舶が相当数に上るものと思ひます。現在においてそれらの船舶はおよそ何隻くらいと見込まれるのでありましようか、またそのために必要とする費用は最小限度どのくらいに上るものでありましようか、なおそのうち通達距離に關する改正は、周波数または空中線電力の指定の変更を要することにもなるかと思はれるのであります。これについては第七十一條第二項による補償が行われることになりましようか、これをお伺ひいたします。

○長谷政府委員 ただいまお尋ねの事項につきましてお答え申し上げます。電波法第三十三條第三項の送話管などはすべて現行電波法の第三十三條第二項の規定に從ひまして、通信室とブリッジの間が離れております場合は、その間にいわゆるヴォイス・チューブあるいは電話による連絡設備をやつておるのであります。これらの現実の設備はすべて直通専用のものでありまして、しかも同時送受話が可能になつておりますから、このままの状態でも今回の改正案第三項の要求する條件に合致すると考えております。従つて今回の改正によつて、連絡設備に關しましては、既設の義務船舶局で新たに改裝あるいは施設を必要とするものはないと存じております。しかし本項の條件は、新しい安全條約において特に規定されておりますので、国内法におきましてもその義務を明らかにするため、條約とあわせてこれを改正したい、こういう考えから出たものでございませう。

第三十三條の二の義務船舶局の設置される場所につきましては、第一項の無線電信局は實際上従来からこのような場所に設置するように指導されて来ておりますので、この点につきましてはも新たに場所を移転したり、特別の措置をするための負担がかかるようなこととはないと存じております。同條第二項の無線電話局の位置につきましては、現在この範圍の船舶で無線電話を施設してゐるものはございませう。

で、今後新しく設置する場合の問題でございませう。
次に第三十四條において、船舶局の無線電信の有効通達距離につきましては、現行法の有効通達距離は百九十キロメートルでございませうが、現在の義務船舶局の主設備は、全部が百二十五ワット以上の装置を持っておりますので、この電力を換算してみますと、新しい條約に規定してゐる、また今回の改正法案で規則に委任して行こうとしてゐるところの二百八十キロメートル以上の有効通達距離を十分満たすことになりまして、既設のままで十分であると存じております。なお現在の義務船舶局の送信設備が百二十五ワット以下のものにつきましては、現在のところ一隻もそのようなものはありません。従ひましてこの改正によつて送信機の改裝等が實際の問題となつて来る場合はないものと存じております。
次に第三十五條の補助設備の條件につきましても、その有効通達距離につきましても現行法において百五十キロメートル、第一種局は百五十キロメートル以上になつておりますが、本條の改正によりまして規則に委任されることになるのでございませうが、條約の線の通り晝間百九十メートル、千六百トン未満の貨物船では百四十キロメートル以上と定めることとしたしております。このような有効通達距離は、現在の船舶局に關しましてはその主設備の送信機において現実に満たされておりますので、あとは主電源の時間的な容量が補助設備の條件を満たすことができれば、さしたつてそのままでいいことに補助設備の條件を規則において定めることにしてございませう。従つてこの場合も空中線電力や、あるいは周波数に關する改裝の問題は起らない見通しでございませう。

次に第三十五條の二の無線電話局の有効通達距離のことは、前にも申し上げました通りこのような無線局は現在ございませうので、今後新しく設置されるときだけの問題だと存じております。
三十六條の救命艇の無線電信の條件につきましても、その有効通達距離は現行法で規定してゐる通り、五十キロメートル以上と規則に定める考えでございませう。この点は変化がないのでございませう。義務船舶局に対する改正案によるおもしろい影響の見通しは、以上のような次第でございませう。現在の船舶局に對しましては、空中線電力とか、あるいは周波数の指定変更を命ずるような必要は、これらの法律の改正案からは出て来ないと存じます。従ひまして第七十一條第二項による補償の問題も起つて来ないといふふうに考えております。

次に第三十七條の無線設備の機器の検定關係で規定してあります救命艇用の携帯無線装置は、新しい安全條約が新たにこれを備へることを要求しておりますので、船舶安全法に基く命令において、一定の船舶に備へつけなければならないものと定められる予定でございませうが、この無線装置のとりつけを要するものと予想されております現在の船舶数は約四百八十隻、これは國際航海に従事いたしますほとんどすべての船舶局に該當するものでございませう。この無線装置の価格は一台七十万円くらいになるのではないと思ひます。なおとりつけに要する費用等を含

めますと、総額三億円見当の金額になるのではないかと存じております。かような救命艇用の携帯無線装置というものを備えなければならぬのは、船舶安全法から来る問題でございまして、その負担関係は電波法そのものによるものではないと存じております。

第二点の御質問についてでございます。無線設備の有効通達距離あるいは補助設備、救命艇用無線電信の条件等は、すべて規則に委任することにしたとしてございますが、これらの条件は、條約において具体的に定められておるいわゆる技術条件でございます。

また航空関係の無線設備の条件は、ICAO、国際民間航空連盟の標準方式に沿うて定めることになっておりますが、航空無線の進歩発達は、御案内のように文字通り日進月歩の状態でありまして、ICAOの規定も改正される機会がきわめて多いと考えられますので、これらの航空機の無線設備の条件も、これに即応して行かなければなりませんし、定めるべき技術条件の内容におきましても、たとえば有効通達距離のごときは、航空路ごとに異なる使用周波数に対して各別個のものを定めなければならぬのでありまして、このようにきわめて複雑して参りますので、法律に規定することは、先ほども申しましたように適當でないと考えまして、規則に委任するようにいたしました次第でございます。なお以上の船舶及び航空機の無線局の有効通達距離や、その他無線設備の条件につきまして、その規則を定める場合は、いずれも聽聞を経まして定めることになっておりますので、十分関係者の意見も申しん

やくしてきめたいと存じております。

最後の点でございますが、御指摘の規則に委任せられた事項は、経済的な負担を伴いますので、なるべく海上人命安全條約の規定の最小限度を規定するにとどめたい方針でございます。そのごくあらましを申し上げますと、無線設備の有効通達距離は、義務船舶局の無線電信の主設備につきましては、五百キロサイクルの周波数において、晝間二百八十キロメートル以上、これは千六百トン未満の貨物船においては百九十キロメートル以上ということになるのでございます。また補助設備につきましても、五百キロサイクルの周波数においては、晝間百九十キロメートル以上、また無線電話につきましては、二千八百八十キロサイクルの周波数において、晝間二百八十キロメートル以上と條約通りに、また補助設備や救命艇用無線電信の技術的條件につきましても、現行法律に規定してあります條件を、新條約の要求に合致するように改めて規定する考えでございます。

新しい條約におきましては、電源、空中線及び受信設備についても詳細に規定しておりますので、これらにつきましてもほぼ條約通りに、規則に規定する考えでおるのでございます。

なおこれらの詳細につきましては、お手元に差上げてございます資料の、電波法の一部を改正する法律案の規定の委任に基づき電波監理委員会規則に規定すべき事項というのを御参照いただきますならば幸いです。

○高塩委員 なお伺いたい点は相当あるのでありますが、本日は時間の関係上この程度にとどまして、次

会に御質問申し上げることとし、私の質問は一時打ち切ります。

○田中委員長 お諮りいたします。本案について参考人より意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なければさよう決します。

なお参考人の選定につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 それではさよう決定をいたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は六月十一日午前十時より開会いたしますことにいたしました。これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

昭和二十七年六月十八日印刷

昭和二十七年六月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所